

令和6年 壱岐市議会定例会 12月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和6年12月6日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	1番 松本 順子 15番 赤木 貴尚
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	報告第12号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について
日程第6	議案第52号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第53号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について
日程第8	議案第54号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について
日程第9	議案第55号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市地域福祉活動拠点施設)
日程第10	議案第56号	公の施設の指定管理者の指定について(へい死獣畜一時保管処理施設)
日程第11	議案第57号	公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について(イルカパーク)
日程第12	議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について(勝本総合運動公園)
日程第13	議案第59号	第4次壱岐市総合計画の策定について
日程第14	議案第60号	壱岐市地域防災計画の修正について
日程第15	議案第61号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算(第5号)
日程第16	議案第62号	令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第63号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第18	議案第64号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)

日程第19	議案第65号	令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	農林水産部部長 説明
日程第20	議案第66号	令和6年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	建設部部長 説明
日程第21	議案第67号	令和6年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第1号）	建設部部長 説明
日程第22	陳情第2号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情書	

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（16名）

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君
9番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会議務局局長 村田 靖君 議会議務局次長 松永 淳志君
 議会議務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 篠原 一生君 副市長 中上 良二君
 教育長 山口 千樹君 総務部部長 平田 英貴君
 企画振興部部長 塚本 和広君 市民部部長 吉田 博之君

保健環境部部長	……………	草合 正吉君	農林水産部部長	……………	松嶋 要次君
建設部部長	……………	平本 善広君	消防本部消防長	……………	山川 康君
教育次長	……………	目良 顕隆君	総務課課長	……………	横山 将司君
財政課課長	……………	原 裕治君	会計管理者	……………	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

ここで、篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 市職員の懲戒処分について、報告とおわびを申し上げます。誠に遺憾なことでございますが、壱岐市のパートタイム会計年度任用職員が飲酒運転をして自損事故を起こすという事案が発生いたしました。飲酒運転を行った職員は、市長事務部局のパートタイム会計年度任用職員でございます。

事案の内容は、本年6月26日午後3時頃に自宅で飲酒した後、水田管理のため自家用軽トラックを運転し、自宅前の農道のり面に転落する自損事故を起こしました。よって、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分として、11月21日付で本職員を免職処分といたしました。

これまで、職員に対しては、飲酒運転の撲滅をはじめ、法令遵守・綱紀粛正を徹底するよう、再三にわたり周知してきたところでございますが、昨年度も同様の事案により会計年度任用職員が懲戒免職処分となっており、再び行政に対する市民の信頼を著しく損なう事案が発生したことは誠に遺憾でございます。本来、法を遵守すべき職員が飲酒運転をするなど、あってはならない行為であり、市政に対する市民皆様の信頼を著しく損なう事案が発生したことに対し、深くおわびを申し上げます。

私をはじめ、全職員が今回の事案を厳粛に受け止め、今後、このようなことを二度と起こさない、また、起こさせないことを肝に銘じ、市民皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、松本順子議員、15番、赤木貴尚議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間につきましては、本日から12月20日までの15日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は、本日から12月20日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。

篠原市長より行政報告の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 本日ここに、令和6年壱岐市議会定例会12月会議にあたり、9月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容について御報告申し上げ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和6年秋の叙勲において、本市から元長崎県壱岐保健所診療放射線技師の長田智貴様が保健衛生功勞として瑞宝双光章を、元壱岐市消防団副団長の江口豊次様が消防功勞として瑞宝単光章を、第43回危険業務従事者叙勲において、元壱岐市消防司令長の下條優治様が瑞宝双光章を、本市の壱岐ウルトラマラソンの開催に対し、多額の企業版ふるさと納税による御寄附を賜りました株式会社ファウンテック様、代表取締役社長万谷正様が紺綬褒章を受賞されました。

また、11月10日の第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～において、壱岐市磯焼け対策協議会様が植食性動物駆除等に取り組んだ結果、約270ヘクタールの藻場が回復したことを評価され、漁場・環境保全部門で水産庁長官賞を受賞されました。

11月16日の令和6年度長崎農林業大賞におきましては、本市から農産部門で農事組合法人平人営農組合様が長崎県知事賞を、島の農林業経営部門で芦辺町の久保博敬様が運営委員会長賞を、同じく長崎水産業大賞において、魅力ある漁村づくり部門で勝本町漁業協同組合様が長崎県知事賞を受賞されました。

さらに、令和6年県民表彰において、本市から人命救助功勞として石田町の平田清一様及び平田一樹様、地方自治功勞として前壱岐市長の白川博一様、社会福祉功勞として保護司の山川静子様それぞれ受賞されました。

また、多年にわたり、地域の環境美化に貢献されているボランティア団体半城湾会様が、令和6年度長崎県環境保全功勞者表彰を受賞されました。

このたび叙勲、褒章並びに表彰をお受けになった皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお喜びを申し上げます。

長崎県への要望書の提出につきましては、11月22日に長崎県並びに長崎県議会へ壱岐市の単独要望を行いました。大石知事をはじめ、幹部職員、そして県議会では徳永達也議長に御対応いただいたところであります。本市からは、鶴瀬和博県議会議員並びに壱岐市議会を代表して小金丸議長にも御同席いただき、12項目の要望書を提出いたしました。

本年度は、全ての項目において、一步でも前に進めるという方針の下で見直しを行い、新規項目である海業への支援について、インバウンド誘客支援についてと、喫緊の課題である原子力災害時における広域避難についての3項目について御説明申し上げます。大石知事からは、海業への支援について、離島地域の振興を図る上で非常に重要なものだと感じており、地域の特徴を生かした海業を推進するため、県としても一緒になって取組を進めたい旨の御回答をいただきました。また、インバウンド誘客支援についても、商談会への参加やSNSを活用した情報発信等、今後も連携してプロモーションを進めることで、さらなるインバウンドの誘客につなげていきたいとの御回答をいただいたところであります。

このほかの要望項目も、本市にとって極めて重要な事項であり、引き続き協議を重ね、県との連携をより密にして、本市の振興発展に全力で取り組んでまいります。

第4次壱岐市総合計画につきましては、昨年度から策定に取り組み、本年9月に素案がまとまったことから、10月に市民皆様から広く御意見をお聞きするためのパブリックコメントを実施し、その後、壱岐市総合計画審議会でも最終的な御審議をいただき、去る11月12日に答申をいただいたところであります。これまで審議会5回、審議会コアメンバーによる検討会を3回実施し、御審議いただきましたことに心から御礼を申し上げます。

今回の第4次壱岐市総合計画は、「一緒に前へ、壱岐新時代へ」をスローガンに、市民皆様が幸せを実感できる壱岐をつくっていくこと、その条件として、2050年の本市の人口2万人を

維持することを目指し、壱岐市の新たなステージに向かうための、まちづくりの羅針盤として策定したところであります。今後、本計画の実施に当たっては、行政だけでなく、市民皆様をはじめ、島内外の企業、大学及び関係機関などの多様な方々が本市の担い手となり、それぞれの役割を果たし、連携しながら一緒に進めていく必要がありますので、議員皆様、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

組織機構の見直しにつきましては、9月会議において行政組織条例の一部改正を議決いただき、令和7年1月1日から組織機構の見直しを行うこととしております。見直し内容の主な点は2点でございます。

1点目は、市民福祉課が所管している高齢者福祉に関する業務と保険課が所管している介護予防や地域支援事業に関する業務を総合的かつ効率的に推進するため、芦辺庁舎の保健環境部内に長寿支援課を新設します。これに伴い、高齢者福祉に関する業務の本庁機能が郷ノ浦庁舎から芦辺庁舎へ移管しますが、各種高齢者福祉サービスに関する申請手続は、これまでどおり各支所で行うことができるよう準備を進めております。

次に2点目ですが、総務部SDGs未来課の名称を一緒に推進課へ変更します。一緒に推進課では、総合計画に関する業務、広報に関する業務及び東京事務所に関する業務などを新たに所管することとしておりますが、一方で、まちづくり協議会に関する業務や再生エネルギーに関する業務を政策企画課へ移管するなど、所管する業務内容の見直しを行います。また、現在、SDGs未来課が所管する業務のうち、SDGs未来都市の推進、自治体モデル事業、テレワークに関することなどは、一緒に推進課へ引き継ぐこととしております。組織機構については、今後も行政ニーズや時代の流れの把握に努め、市民皆様の利便性向上と効率的な行政運営を図るため、適宜、見直しを行ってまいります。

観光振興につきましては、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年4月から10月までの乗降客数は37万9,803人、対前年比98.4%でありました。8月下旬から9月上旬にかけて、非常に強い台風10号が九州に上陸したことによる天候不良や交通機関の乱れ、秋の観光シーズン中に天候が不安定であったことなどが影響したものと考えられ、前年をやや下回る乗降客数となっております。

このような中、10月末までに島外スポーツ団体等誘客支援事業により、147の団体、スポーツ大会等開催助成事業により12大会、計4,076名の申請があり、大きな経済効果を生み出しております。引き続き、島内スポーツ団体との連携した大会開催及び誘客促進に積極的に取り組んでまいります。

壱岐ウルトラマラソンにつきましては、10月19日に開催した、神々の島壱岐ウルトラマラソン2024は、全国各地から過去最高となる827名のエントリーをいただき、あいにくの悪天

候ではありましたが、100キロに489名、50キロに240名、総勢729名のランナーが出走され、大きな事故等もなく、514名のランナーが完走されました。1,000名を超えるボランティアスタッフの皆様をはじめ、沿道からの温かい声援やコース周辺の交通規制等、円滑な大会運営に御協力をいただいた市民皆様、協賛及び支援をいただいた企業及び各種団体の皆様等、今大会を支えていただいた全ての皆様に心から御礼と感謝を申し上げます。

スポーツ合宿につきましては、本市へのスポーツ合宿誘致により、来年2月10日から広島経済大学陸上競技部が、2月14日からは富士山の名水長距離陸上競技部並びにYKK陸上長距離部が本市での合宿を行う予定であります。また、合宿期間中には、一流選手に学ぶ機会として、子どもたちへの陸上教室も予定されております。引き続き、実業団等への誘致を強化しながら、「スポーツ合宿を壱岐の島で」の定着に向けた取組を進めてまいります。

イルカパーク管理・環境等検討委員会につきましては、前年度のイルカの死亡事案を受け、死亡原因等を究明することを目的に、8月2日にイルカパーク管理・環境等検討委員会を設置し、合計3回の会議を経て、11月6日、有識者の方々の調査・検討の結果を踏まえた飼育管理や生育環境等に係る報告及び提案をいただいたところであります。今後、内容を精査し、壱岐イルカパーク&リゾートの、より一層の環境の充実に努めてまいります。

農業の振興につきましては、本年度の水稻の作柄は、7月下旬以降、天候に恵まれ、全籾数はやや多くなったものの、登熟についてやや不良が見込まれたことで、長崎県全体では、10アール当たり予想数量は484キロ、作況指数は100に対し、壱岐市においては10アール当たり500キロ、作況指数99の発表がなされました。等級は、早期米についてはコシヒカリが2等でありましたが、高温耐性のあるつや姫、にこまる、なつほのかは1等となりました。

葉たばこについては、収穫期全般を通して、日照時間も多く、天候に恵まれたこと、病害の発生も例年より少なかったことで、平均収量は280キロとなり、目標収量の250キロを大きく上回る結果となり、1キロ当たりの代金は2,057円、10アール当たり代金が57万6,000円となり、過去10年間で2番目の好成績となりました。

畜産業については、令和9年の全国和牛能力共進会北海道大会を見据え、産地間競争に打ち勝つための牛づくりと、壱岐牛のさらなる銘柄確立を図ることを目的として、10月24日に第11回壱岐市和牛共進会が開催され、各地区から選考された39頭が集う中、第4部の岡口勝洋様の、さちはな号・みくにひさ号がグランドチャンピオンに輝きました。

また、9月17日に福岡食肉市場で開催された肉牛の部に21頭が出品され、株式会社こやま牧場様が見事金賞を獲得されました。この共進会を通じて、肉用牛農家の生産意欲の高揚と経営安定が図られることを期待するものであります。

また、島外購買者の方については、10月3日に開催された第60回福岡県肉畜共進会におい

て、また、11月10日、第71回近畿・東海・北陸連合肉牛共進会においても、壱岐産素牛での出品購買者がグランドチャンピオンを受賞されました。これらを契機といたしまして、さらに壱岐牛の名声が高まることを期待しております。

このような中、12月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり約4万4,000円高の平均52万6,000円で上向きの取引となっております。今後も産地維持のため、関係機関と連携を図り、肉用牛における基盤の強化を進めてまいります。

水産業の振興につきましては、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は11%減の1,031トン、漁獲高は13%減の13億6,000万円となり、漁獲量・漁獲高ともに減少しております。これは海水温が例年より高く、イカ類等が不良であったことや、直近では、しけが多く、出漁できなかったことが要因だと思われまます。漁業者の経営維持は依然として厳しい状況であります。このような状況を踏まえ、漁業用燃油対策事業等を実施し、漁業者の経営維持・存続を支援してまいります。

次に、本年度の長崎県並びに長崎県議会の要望項目中、クロマグロの漁獲制限については、沿岸漁業の漁獲枠の拡大・撤廃、資源管理に伴う減収補填措置の充実、放流支援の充実等、国への働きかけを要望し、併せて磯焼け対策についても、植食性動物の駆除等に関する支援の拡充等を要望したところであります。今後も引き続き、漁業者の皆様、そして各漁協をはじめ関係機関との協議及び連携を図り、水産振興に積極的に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、このたび大阪市に本社を置く、仁S t u d i o株式会社の壱岐市進出が決定いたしました。同社はゲームや映像制作を手がけられており、令和7年7月開始予定のサテライトオフィスでは、5年間で17名の雇用計画とされております。6月に西村正英社長をはじめ、幹部社員の方に御来島いただき、面談をさせていただきました。その後、私自身も大阪市の本社を訪問させていただき、僅か4か月余りで本市への進出が決定いたしました。長崎県内でも2例目のデジタルコンテンツ関連企業の誘致であり、本市においても初となる業種の誘致でございます。今回の誘致に際しまして、多大なる御協力を賜りました長崎県並びに長崎県産業振興財団をはじめ、関係各位に対し、心から厚く御礼を申し上げます。今後、企業説明会等が開催されることと存じますが、その際は回覧等でお知らせいたしますので、御興味のある方は御参加いただきますようお願いいたします。

環境の保全につきましては、壱岐市地球温暖化防止対策協議会との事業として毎年開催している地球温暖化防止講演会について、本年度は自治総合センターの環境保全促進助成事業を活用し、俳優であり気象予報士でもある石原良純氏をお招きして、「海の世界について考えよう」と題した講演会を、来年1月25日に壱岐の島ホールで開催することとしております。本講演会を機に、地球温暖化防止や持続可能な社会をつくっていくことへの意識づけと、海洋環境及び海ごみ問題

に対する理解が深まることを期待しております。

野良猫の対策につきましては、昨年度より、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用補助金を創設し、野良猫対策を実施しておりますが、同時に民間のボランティア団体には、譲渡会の開催や、不妊・去勢手術実施時の支援等、野良猫の対策に熱心な活動をいただいていることに対し改めて感謝を申し上げます。昨年11月には、NPO法人アニマルレスキューハッピーリボン様の152頭をはじめ、本年7月には、長崎県により動物殺処分ゼロプロジェクトの一環として実施された移動不妊手術車スペイカーによる115頭、9月には公益財団法人動物基金様と実施地域の御協力により119頭、計386頭の不妊・去勢手術を無料で実施することができております。このたび、動物基金様の殺処分される不幸な猫をなくしたいとの熱い思いにより、引き続き、今月から令和7年度にかけて、約1,000頭の不妊・去勢手術を無料で実施していただける運びとなりました。今後、必要な手続を進めるとともに、ボランティア団体や地域との連携を図りながら、動物の愛護及び管理に関する事業を進めてまいります。

還暦式につきましては、11月8日に開催した令和6年度壱岐市還暦式には、本年度に還暦をお迎えになる市内175名、市外138名、計313名の方々が御参加され、友人や仲間との久しぶりの再会に大変な盛り上がりとなりました。全国でも珍しい還暦式を機に、中学校や高校の同窓会も開催されることから、楽しみにされている方が多く、また、経済効果や郷土愛の醸成等、還暦式がもたらす効果は大きいと捉えておりますので、今後も継続して開催してまいります。

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭プレ大会につきましては、全国的な文化の祭典であり、令和7年秋に、ながさきピース文化祭2025として、長崎県全域での事業展開が予定されております。本市においては、プレ大会として、11月2日から4日にかけて、出演・出展・文芸等が一堂に会した島の祭典、壱岐市総合文化祭プレ大会を開催し、約1,700名の方に御来場いただきました。また、17日には、粋な食・文化祭プレ大会を開催し、壱岐の自然・食材及び麦焼酎等を中心としたイベントを実施したところでございます。今後、プレ大会での改善点や反省点等について意見を集約し、本大会での成功に向けて実行委員会等で協議を進めてまいります。

子どもたちの活躍につきましては、内閣府が実施する障害者週間に合わせ、障害の有無にかかわらず、誰もが能力を発揮して、安全に安心して生活できる社会の実現をテーマに募集された令和6年度障害者週間のポスター作品において、石田中学校2年の田中海風さんの「気づいてよ」が、全国364点の応募の中から最優秀賞の内閣総理大臣表彰を受賞されました。

スポーツ活動では、11月7日に開催された令和6年度長崎県中学校総合体育大会駅伝競争大会において、男子の部で郷ノ浦中学校が5位入賞と検討しております。また、第155回九州地区高等学校野球大会において、壱岐高校野球部はベスト8となり、来年春の甲子園、第97回選

抜高等学校野球大会の21世紀枠の県推薦校となっております。これらの結果は地域の誇りであり、各校の努力の賜物であります。生徒たちが今後も一層の成長と飛躍を遂げられるよう、市としても引き続き支援してまいります。

防災対策につきましては、11月1日から2日にかけての台風21号、後に温帯低気圧の影響による大雨・暴風について、本市では2日の明け方から昼過ぎにかけて大雨の予報となり、市民皆様の安全を確保するため、1日午後3時に高齢者等避難を発令、並びに市内4か所に避難所を開設し、合計で6世帯9人が避難されました。本市では、線状降水帯発生情報や大雨警報の発表までには至りませんでした。谷江川観測局で最大24時間雨量237ミリを記録するなど、大雨となり、一部地域において農地災害等が発生いたしました。本市では、近年、幸いにして人的被害及び甚大とされる災害等は発生していない状況にあります。皆様御承知のとおり、地球規模での気候変動が顕著であり、台風の勢力等が増大するとともに、全国的に大雨による土砂災害の多発化・激甚化が懸念されており、本市においても、いつ、どこで、こうした自然災害に見舞われるか、予測が困難な状況にあります。市としましては、これまでの経験等を踏まえ、災害対策に万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましては、早めの警戒や日頃の備えなど、さらなる防災意識の向上に努めていただきますようお願いいたします。

次に、原子力防災について、11月30日、長崎県と本市を含む県内4市合同による長崎県原子力防災訓練が開催されました。これまでも行ってまいりました情報収集伝達訓練、住民避難誘導訓練、原子力災害医療訓練等に加え、本年はコロナ禍の影響等により実施できておりませんでした広域避難訓練を再開し、陸上自衛隊の大型輸送ヘリ及び壱岐海上保安署の巡視艇による広域避難の訓練等を実施したところでございます。今後も長崎県をはじめ、関係機関等との連携を密に図り、成果と課題を検証しながら防災対策に万全を期してまいります。

次に、9月26日、壱岐市防災会議を開催し、壱岐市地域防災計画の修正について、関係機関及び有識者等で構成される委員皆様に御審議いただいたところでございます。その後、10月2日から31日までパブリックコメントを実施し、壱岐市防災会議での承認を経て、本会議に議案を提出しております。消防・救急につきましては、10月12日に宮城県で開催された第30回全国消防操法大会において、ポンプ車操法の部で壱岐市消防団芦辺地区第1分団が第5位というすばらしい成績を収め、また、長島幸輝選手は3番位として優秀選手に輝きました。このことは、選手・関係者皆様のチームワークと、長きにわたる厳しい訓練の成果であるとともに、御家族の皆様、職場の皆様、地域の皆様の支えの賜物であり、ここに深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

次に、救急車の出動件数につきましては、昨年は1,992件発生し、過去最多でありましたが、本年も昨年同期と比較しますと50件程度増加しております。長崎県全域においては、救急

車を呼ぶか判断に困った際に利用する救急安心センター事業、#7119が開始されておりますので、有効に活用いただき、救急車の適正利用に御協力くださいますようお願いいたします。これから年末年始にかけ、火器を取り扱う機会が増え、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期となりますので、市民皆様には火の取扱いに十分御注意されますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。補正予算につきましては、本議会に提出した令和6年度補正予算の概要は、一般会計補正額7,765万円、各特別会計の補正総額2,527万1,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計・各特別会計の補正額の合計は1億292万1,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は251億7,269万2,000円で、特別会計については、80億2,544万3,000円となっております。

その他の議案につきましては、本日提出いたしました案件の概要は、令和6年度予算の専決処分報告1件、条例の一部改正に係る案件3件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件4件、計画の策定見直し2件、予算案件7件であります。何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、9月会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 報告第12号～日程第21. 議案第67号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第12号から、日程第21、議案第67号までの17件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 各議案につきまして、担当部長等より御説明をさせていただきます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） おはようございます。報告第12号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項並びに

壱岐市議会基本条例第12条第1項第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書。内容につきましては、令和6年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙に係る費用について、衆議院の解散日であります10月9日付で補正予算を専決処分したものでございます。

令和6年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ250億9,504万2,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。

16款県支出金3項1目総務費県委託金は、衆議院議員総選挙費委託金として2,050万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。10ページから11ページをお開き願います。

2款総務費4項5目衆議院議員総選挙費に、選挙管理委員報酬以下、記載のとおり、選挙の執行費用として2,050万円を補正しております。

以上で、報告第12号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告を終わります。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） おはようございます。議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、固定資産税の課税免除の要件を、対応する減収補填措置の要件と一致させるため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。改正案につきましては記載のとおりでございます。

議案関係資料1、改正条例新旧対照表1ページ、並びに、参考資料1として改正概要を提出しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

改正理由と改正内容でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条にて、一定の要件を満たす固定資産税を課税免除した場合、その免除額の一部を減収補填できると規定しております。その課税免除について、壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例にて定めているところでございますが、条文及び参照としている法規を精査したところ、減収補填の要件のうち、機械及び装置の定めに対し、条例の課税免除の要件が償却資産となっております。課税免除した者は必ず減収補填措置を受けられるように、両者の要件をそろえ、課税免除による市税収入減を最小とすることを意図にしていることに加えまして、減収補填できる要件として、対象資産を課税免除していることとしておりますが、一方で、現行条例では、減収補填の対象となった資産を課税免除できると解釈でき、相互に要件し合っていると読める点について、より市民が理解しやすいように、課税免除の条件参照を変更し、併せて資産条件全体を条例に明記し、過疎特別法の減収補填の条件と一致するよう、今回、第2条の全文改正を行うものであります。

附則といたしまして、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第52号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 議案第53号壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市文化財展示施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由ですが、壱岐市文化財展示施設のうち、壱岐風土記の丘を令和7年3月31日に閉館することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市文化財展示施設条例の一部を次のように改正するものでございます。議案関係資料1の2ページ、3ページに新旧対照表、また、参考資料2として改正概要を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

今回、壱岐市文化財展示施設のうち、壱岐風土記の丘について、令和7年3月31日をもって閉館するため、条例の改正を行うものです。主な改正内容は、条例第2条、第6条及び第7条中

の風土記の丘に係る項を削るものでございます。

沓岐風土記の丘につきましては、平成2年5月14日に開館し、以来、沓岐中央部の古墳や江戸時代の民家・民具などの展示を行ってまいりましたが、施設の老朽化や来場者の減少による費用対効果の観点から、令和3年6月の沓岐市文化財展示施設再編計画検討委員会において、令和4年度を目途に閉館するという答申を受けておりました。教育委員会といたしましては、施設駐車場や建物の用地が個人からの借地であることから、地権者と協議を行い、また、その後の跡地活用等について検討を行う必要があったため、時間を要し、今回の上程となりました。

なお、跡地の活用につきましては、子どもの居場所などとして利用できないか検討しているところでございまして、有効な活用を図っていきたくと考えております。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） おはようございます。議案第54号沓岐市国民宿舎条例の一部改正について御説明いたします。

沓岐市国民宿舎条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、施設運営に係る経費の高騰の状況を踏まえ、宿泊料等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

国民宿舎条例別表1、宿泊利用料金の一部について改正を行うものでございます。

議案関係資料1、改正条例新旧対照表の4ページをお開き願います。改正の箇所ではありますが、宿泊料については、現行、大人・中学生以上、平日4,500円を5,000円に、休前日等、これは土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日、7月19日から8月16日までの夏季の期間ですが、この休前日等の現行5,500円を6,000円にするものでございます。小学生・児童の宿泊料につきましては、現行3,500円を4,000円にするものでございます。なお、幼児・3歳未満については、引き続き宿泊料を無料とし、施設使用料として1,000円としております。食料料につきましては、昨今の材料費や光熱水費等の急激な高騰に対応するため、弾力的な料金設定ができるよう、条例から削り、実態に応じた価格設定を可能とするものであります。また、1名1室利用の際は、3,000円を上限とする料金加算を可能とすることといたしております。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

国民宿舎につきましては、市民皆様の憩いの施設、また、観光客、来島客の安らぎの宿として、今後もよりよいサービスの提供に努めてまいります。

以上で、議案第54号の説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 議案第55号について、御説明申し上げます。

議案第55号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置は、表に記載のとおり4施設でございます。

2、指定管理者は、壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会、会長末永榮幸氏です。

3、指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

提案理由は、壱岐市地域福祉活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

表に示しております壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターを含む4施設の指定管理期間が、令和6年度をもって終了となります。この4つの施設は、条例上壱岐市地域福祉活動拠点施設として位置づけており、いずれの施設も開設時から地域福祉活動・介護保険事業・老人福祉活動・障害者福祉活動・児童福祉活動・ボランティア活動などの地域福祉の中心施設として壱岐市社会福祉協議会が入所して利用し、施設の管理を受託しておりました。

このようなことから、指定管理業務につきましてもその事業と一体的に行うことで、市が施設に常駐することなく合理的に行われており、効率化につながっており、この4施設の管理をほかの法人等に任せることは非合理的でありますので、非公募として壱岐市指定管理者選定委員会の審査を経て選定いたしております。

議案資料といたしまして、その指定管理者選定委員会資料を提出しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第55号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○農林水産部部長（松嶋 要次君） おはようございます。議案第56号公の施設の指定管理者の

指定について御説明申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称はへい死獣畜一時保管処理施設、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触3195番地。

2、指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町東触560番地、壱岐市農業協同組合、代表理事組合長川崎裕司。

3、指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年でございます。

提案理由は、本施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

指定管理者の候補者の選定に当たっては、畜産業における死亡獣畜については産業廃棄物の位置づけであり、排出者自らの責任において適正に処理することとなっていることから、畜産農家の集合体として壱岐市農業共同組合へ指定管理を行うことが適切と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査・選定されました。指定管理者候補者の概要については、議案資料に掲載をいたしております。

なお、本施設の維持管理については畜産農家の互助負担金と利用料によって賄われており、市からの指定管理料の支払いは予定しておりません。

以上で、議案第56号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたします。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 議案第57号公の施設の現指定管理者の指定期間の変更について御説明いたします。

下記のとおり、公の施設の現指定管理者の指定期間を変更する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称イルカパーク、位置、壱岐市勝本町東触2668番地3ほか。

2、指定管理者。壱岐市芦辺町箱崎中山触404番地、IKI PARK MANAGEMENT株式会社、代表取締役高田佳岳。

3、指定変更期間。変更前令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、変更後令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由でございますが、昨年度発生したイルカの死亡事案を受け、その原因究明等を検討するため、今年度イルカパーク管理環境等検討委員会を設置いたしました。委員会の検討結果を次期指定管理者の管理内容に反映させるために、次期指定管理者の公募を次年度に行う必要があります。そのため現指定管理者の指定期間を1年間延長する必要があるでございますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。1年延長の間に、次期指定管理者の公募・選定事務を進めてまいります。

以上で、議案第57号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） おはようございます。議案第58号公の施設の指定管理者の指定、勝本総合運動公園について御説明申し上げます。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定するものでございます。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置につきましては、名称、勝本総合運動公園、位置、壱岐市勝本町新城西触1645番地。

指定管理者につきましては、壱岐市勝本町新城西触1645番地、株式会社壱岐カントリー倶楽部、代表取締役山崎明秀氏でございます。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

勝本総合運動公園は壱岐カントリークラブゴルフ場と隣接しており、一体的に管理することで公園の利用許可・調整等を効率的に行い、市民サービスの向上が期待できることから、引き続き次期の指定管理者として最適と判断し、非公募として壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会の審査を経まして選定いただいたところでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 議案第59号第4次壱岐市総合計画の策定について、御説明いたします。

第4次壱岐市総合計画を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により議決を求める。

本日の提出でございます。

初めに、これまでの第4次壱岐市総合計画の策定経過を説明させていただきます。

今回の第4次壱岐市総合計画は、より市民皆様へ伝わりやすく、読みやすくするために内容の構成を見直し、市民皆様をはじめ、地域・関係団体・行政が一緒になって壱岐市の新たな時代を作っていくためのまちづくりの羅針盤として策定したところであります。

計画期間としましては令和7年度から令和11年度までとし、2050年の本市のあるべき姿を描きながら、今後5年間に展開する政策・施策を示すものであります。

また、市民皆様の意見や要望を反映させるため、パブリックコメントや中学生・高校生をはじめ、市民・島内事業者さらには市の全職員・教職員、民生児童委員・行政改革推進委員、島外エンゲージメントパートナー企業等を対象に幅広くアンケート調査を実施しました。その結果等につきましても、AIやビッグデータを活用しながら5年前とのデータの比較や分析作業等を行い、計画に反映させております。

加えまして、各種団体の代表者や市民公募等16名で構成します壱岐市総合計画審議会を5回開催するとともに、審議会委員の中からコアメンバー6名を選定し、検討会を3回開催いたしました。委員の皆様方には大変熱心な御審議等を賜り、去る11月12日に答申を頂いたところでございます。

続いて、総合計画の内容について御説明をさせていただきます。

議案資料3、第4次壱岐市総合計画案をお開きください。

まず1ページ目ですが、壱岐市の目指す姿、合言葉と将来像を記載しております。今回の第4次壱岐市総合計画は、「一緒に前へ、壱岐新時代へ」をスローガンに、市民皆様が幸せを実感できる壱岐を作っていくこと、その延長線上に2050年の本市の人口2万人を維持することを目標として、今後5年間で未来へ種をまく期間に位置づけ、新たな未来への取組に挑戦していくことを掲げております。

次に、2ページ目には市民アンケートの調査結果から満足度をさらに高めたい主な分野を示しており、やりたい仕事ができる、安心した暮らしが送れる、なりたい自分になれるという3つの分野に分けることができます。この3つの分野の満足度を高める施策を実行しながら、幸せを実感できる未来の実現に向けて現在のあらゆるサービスを維持するために2050年2万人の人口を維持することを目標としております。

次に、3ページから4ページには実現に向けた取組方法を記載しております。

次に、5ページから6ページには第4次壱岐市総合計画の考え方について記載しております。

この第4次総合計画は市の最上位計画として市民ニーズを反映し、2050年のあるべき姿を描き、今後5年間の具体的な政策・施策を示すものであり、各分野における個別計画へ反映させながら社会情勢の変化に対応できるよう、柔軟に見直し可能な計画としております。

6ページ中段(2)計画の構成と期間でございますが、本計画は基本戦略と分野別まちづくり計画、振興実施計画で構成しております。基本戦略と分野別まちづくり計画を5年間、振興実施計画を1年間としております。

次に、7ページから11ページにかけて老岐市の現況を記載しております。

次に、12ページから15ページには市民・高校生・事業所のアンケート結果をそれぞれ掲載しております。

次に、17ページ、18ページをご覧ください。これまでの基礎調査や地域経済分析、アンケート調査結果を踏まえ、仕事から行財政までの6つの項目について主な現状・課題と取り組むべきことを記載しております。また、さらにそこから導き出された目指す姿として6つの基本目標と横断プロジェクトの体系図を18ページに示しております。

次に、19ページ目からは分野別まちづくり計画に掲げる6つの基本目標を、20ページから22ページにかけて各基本目標と主要な政策達成目標を掲載しております。

20ページ目をご覧ください。基本目標1、希望の仕事があり、稼ぐ力がある島の項目として、農林水産業の担い手不足の解消、仕事のデジタル化、仕事の魅力化や起業・創業・商工業の振興等に関する取組を支援してまいります。

次に、基本目標2、全ての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島の項目として、質の高い医療サービスの提供、高齢者・障害者福祉の充実、男女共同参画社会の実現、持続可能な地域コミュニティづくりに関する取組を支援してまいります。

次に、21ページ目には基本目標3、未来を育む子育てと学びの島の項目として、質の高い教育体制づくり、出会い・結婚・子育て環境の充実、学校教育・生涯学習の充実に関する取組を支援してまいります。

次に、基本目標4、地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島の項目として、観光振興、UIターンの強化、歴史文化遺産の活用・保全、再エネを生かした地域振興、先端技術を生かしたまちづくりに関する取組を支援してまいります。

次に、22ページ目には基本目標5、持続可能な社会基盤が整い、安全な暮らしを守る島の項目について、公共交通体制の充実、防災・危機管理体制の強化、社会基盤の再生と有効活用、循環型社会の構築などに関する取組を支援してまいります。

次に、基本目標6、効率的で質が高く、持続可能な行政力を備えた島の項目として、デジタル技術を活用した業務の効率化、ふるさと納税をはじめ、自主財源の確保、質の高い行政サービス

の提供に関する取組を実施してまいります。

次に、23ページ目には人口対策プロジェクト、通称プラス7,000を掲載しております。本市は、幸せを実感できる島を実現するために一定の人口規模が必要であると考えており、2050年以降も人口2万人を維持していくことを目指しています。これには、国立社会保障人口問題研究所の予測より約7,000人の人口増加が必要であり、転出を減らし、転入を増やす社会増の向上と出生数を増やし、死亡数を減らす自然減の抑制の両方が求められます。人口2万人を維持していくためには、年平均として社会動態を65人増加、自然動態をマイナス228人まで抑制する必要があります。今後、本市はこれらの対策を最重要課題として戦略的に各種施策を実施してまいりたいと考えております。

以上が、第4次総合計画の概要であります。なお、議案資料の中に参考資料4として分野別まちづくり計画の詳細版を添付させていただいております。

以上で、議案第59号の説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部部长（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平田総務部長。

〔総務部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部长（平田 英貴君） 議案第60号壱岐市地域防災計画の修正について御説明申し上げます。

災害対策基本法第42条の規定による壱岐市地域防災計画の修正について、壱岐市議会基本条例第13条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐市地域防災計画の修正については、本計画の第1編第1節4に規定しておりますように、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、国・県の防災方針・市の情勢を勘案して必要があると認めるときに計画の修正を行うものでございます。

今回の修正に当たっては、令和2年6月に修正した本計画本編について関係法令の改正や参照数値の変更、組織の改変などがなされているため、今回修正を行うものでございます。

経過といたしましては、本年9月26日に壱岐市防災会議を開催し、修正内容について審議いただき、その結果を踏まえて10月2日から31日までパブリックコメントを実施した後、改め

て壱岐市防災会議の承認を頂いた上で本修正案を本会議に上程させていただくといった手順を踏んでおります。

それでは、主な修正箇所について御説明をいたします。

議案資料4 壱岐市地域防災計画の修正の概要の1ページをご覧ください。

主な修正項目としまして、7つの項目を挙げております。

まず1点目の災害対策基本法の改正等に伴う修正でございますが、中段の修正内容をご覧ください。法改正によりまして避難勧告と避難指示が避難指示に一本化され、避難準備、高齢者等避難開始が高齢者等避難に変更をされております。また、国土交通省通知により土石流・危険渓流などの文言が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及びその総称として土砂災害警戒区域等にそれぞれ変更をされております。

次に、2ページをご覧ください。

2点目の要支援者対策に関する修正でございますが、法改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことに伴い、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について追加するものでございます。

次に、3点目の防災における女性参画に関する修正でございますが、これは、長崎県地域防災計画に基づく修正で、女性リーダーの育成や避難所運営等への女性の参画により多様な性のニーズへの対応を図ることについて必要な修正・追加等を行っております。

次に、4点目の能登半島地震の教訓を踏まえた修正でございますが、これは国の防災基本計画に基づく修正で、車中泊など避難所以外で避難生活をされる方への支援や、段ボールベッド、パーティションなどの配備について追加するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

5点目の防災におけるDXに関する修正でございますが、これは市独自の修正で、既に一般利用されております長崎県及び気象庁のウェブサイトやアプリの活用について追加するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

6点目の長崎地方気象台における修正でございますが、気象台において警報発表基準等が更新されておりますので、それに基づいて修正するものでございます。

次に、7点目のその他の修正が4項目ございます。

1つ目が壱岐市指定避難所に関する修正で、建物の閉鎖や老朽化などの状況から現状では避難所に適しないと思われる施設について削除するとともに、県が指定する浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の更新により各施設が緊急避難場所として対応できる災害の区分について見直しを行っております。こちらにつきましては、議案資料4、壱岐市地域防災計画新旧対照表の50ページ

ジ及び66ページから70ページに記載をしております。

次に、2つ目が壱岐市災害対策本部組織に関する修正で、市役所内部の組織改編による修正でございます。新旧対照表の39、40ページ及び61、62ページに記載しております。

次に、3つ目が感染症に関する修正で、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた感染症流行時における避難所運営及び必要な物資の確保等について追加するものでございます。新旧対照表の39ページに記載をいたしております。

最後に、4つ目の地震被害の想定に関する修正で、長崎県地域防災計画に準じ、津波浸水想定及び津波災害警戒区域等について追加するものでございます。新旧対照表の41ページから50ページに記載をしております。

その他、参照数値の変更、資料編の修正なども含め、軽微な変更についても同時に修正を行っております。

以上で、議案第60号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第61号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,765万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億7,269万2,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の1、追加として3款民生費、2項児童福祉費の旧筒城保育所解体及び一部改修工事ほか6件の事業につきまして年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度

に繰り越して使用できる繰越明許費として合計1億9,550万4,000円を計上しております。
なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては別添資料2、令和6年度12月補正
予算案概要の9ページから10ページに記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

5ページ、第3表債務負担行為補正の1、追加として壱岐市地域福祉活動拠点施設郷ノ浦町デ
イサービスセンター指定管理料ほか5件につきまして、今回公の施設の指定管理者を指定するこ
とに伴い、当該期間に係る指定管理料の債務負担行為を計上するものでございます。

6ページから8ページをお開き願います。

第4表地方債補正の1、変更で以下計上しております各地方債につきまして、対象事業費の調
整及び県営事業負担金の変更、災害復旧に係る地方債の追加などによりまして、記載のとおり限
度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

12ページから13ページをお開き願います。

13款分担金及び負担金1項2目災害復旧費分担金は、9月に発生いたしました豪雨による農
地災害に係る受益者分担金で、2万円を計上しております。

あわせて、16款県支出金2項8目災害復旧費県補助金におきまして、同豪雨災害に係る
農地及び農業用施設災害復旧費補助金424万5,000円を計上しております。

15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、さきの
9月会議にて議決いただきました8月発生の台風災害に係る公共土木施設の災害復旧事業費の増
加に伴う国庫負担金の追加で、320万円を計上しております。

18款寄附金1項2目指定寄附金の教育振興指定寄附金は、島外在住の方からの出身小中学校
への寄附がありました指定寄附金1,300万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

14ページから15ページ、19款繰入金1項1目基金繰入金は、今回補正する移住・定住関
係事業の財源としてふるさと応援基金170万1,000円、過疎地域持続的発展特別事業基金
150万円を計上しております。

20款1項1目の繰越金は、今回の補正予算に係る一般財源として前年度繰越金を7,896万
円計上しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般について、前年度の国・県の補助事業に係る精算返納金の補正を行っておりま

す。

補正予算の主な事業内容につきましては、別添資料2、令和6年度12月補正予算案概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款総務費1項6目企画費の移住・定住促進プロジェクト事業は、今年度実績見込みにより事業費を追加するもので、定住奨励事業補助金を170万1,000円、島外通勤・通学者交通費助成を159万3,000円計上しております。

次のページをお開き願います。

3ページ、3款民生費2項4目保育所費は、旧筒城保育所の解体工事において当初想定より広範囲のアスベスト除去が必要となったため、事業費を追加するもので847万4,000円を計上しております。

次の5款農林水産業費1項3目農業振興費は、農事組合法人等の実施する事業に係る県の補助事業採択に伴い、ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業97万5,000円、ながさき農業デジタル化促進事業28万8,000円及び4ページのながさき産地基盤整備・強靱化事業30万円を計上しております。

5ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費のマリンパル壱岐管理費は、施設内交流広場空調の更新工事を行うもので235万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

6ページ、8款消防費1項3目消防施設費の防火水槽建設事業費は、県道拡張に伴う防火水槽移転の事業計画見直しにより解体工事費の追加141万3,000円を計上しております。

9款教育費の2項2目及び3項2目の教育振興費は、指定寄附金を教育振興基金に積み立てるもので、小学校分550万円、中学校分750万円を計上しております。

同じく9款教育費の5項2目青少年育成費は、壱岐高校野球部の九州大会出場に係る子ども夢プラン応援補助金98万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

7ページ、10款災害復旧費1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、9月に発生した豪雨災害に係る災害復旧費で660万円を計上しております。

以上で、議案第61号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

[保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇]

○保健環境部部長（草合 正吉君） 議案第62号令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,515万4,000円とする。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入でございますが、補正財源といたしまして7款1項1目その他繰越金を予算計上いたしております。

10ページから11ページをお開きください。

歳出でございますが、8款1項3目保険給付費等交付金償還金、6目特定健康診査等負担金償還金、7目その他償還金のいずれも令和5年度の事業実績に基づく償還金でございます。

次に、議案第63号令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,256万2,000円とする。第2項につきましては記載のとおりでございます。

事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款、4款、5款の地域支援事業交付金及び7款繰入金につきましては、法定負担割合に基づき、人件費の負担割合といたしましてそれぞれ予算計上いたしております。

8款1項1目繰越金は、今回の補正財源といたしまして126万9,000円を予算計上いたしております。

10ページから11ページをお開き願います。

歳出でございますが、3款1目地域支援事業費につきましては、人事異動による人件費の補正でございます。

3款2目包括的支援事業任意事業費につきましては、介護予防配食サービス事業の利用者の増

加に伴う追加の委託料460万円を予算計上いたしております。

12ページからは、人件費補正に係る給与費明細書でございます。

以上で、議案第62号及び第63号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたします。

〔保健環境部部长（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部长（平田 英貴君） 議案第64号令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,331万3,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正、5ページから7ページは事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算補正について御説明いたします。

歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を240万円増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出予算補正について御説明いたします。

1款運航費1項運航管理費2目業務管理費でございますが、合入渠いわゆるドックに要する費用及び配電盤等の修繕費として240万円を計上しております。

以上で、議案第64号について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いたします。

〔総務部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

〔農林水産部部长（松嶋 要次君） 登壇〕

○農林水産部部长（松嶋 要次君） 議案第65号令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,177万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,878万5,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

3款繰入金1項1目減価償却基金繰入金について、備品購入の入札結果に伴い637万7,000円を減額補正いたしております。

4款繰越金1項1目繰越金に、前年度繰越金として1,695万5,000円を増額補正いたしております。

5款諸収入1項1目受託事業収入に、作業受託事業収入として120万円を増額補正いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出について、御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費を517万7,000円減額補正いたしております。主な内容につきましては、使用料及び賃借料に120万円を追加し、備品購入費の入札執行残637万7,000円を減額いたしております。

2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金に、前年度繰越金を財源として1,695万5,000円を計上いたしております。

以上で、議案第65号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 議案第66号及び議案第67号を続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第66号令和6年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、令和6年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和6年度壱岐市水道事業会計予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億2,348万円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,433万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,914万2,000円を、不足する額2億468万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,615万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,852万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては3,879万9,000円を増額し、支出につきましては2,000万円を

増額いたしております。

第3条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。

限度額につきまして8,050万円に増額いたしております。

本日の提出でございます。

4ページは予算実施計画、6ページ、7ページは予定貸借対照表を記載しております。

8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入につきまして企業債1,660万円、補助金2,219万9,000円の計3,879万9,000円を増額いたしております。このうち補助金につきましては、遠隔監視システム整備費に係る交付金の変更交付決定及び新たに勝本町の2級市道仲折町ノ先線配水管布設替え工事に係る補助金の交付決定がなされたため、2,219万9,000円を増額いたしております。

支出につきましては建設改良費2,000万円を増額いたしておりますが、補助金交付決定に係る事業費増額分等を計上しております。

議案第66号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第67号令和6年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、令和6年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和6年度壱岐市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入及び支出につきまして、それぞれ387万円を減額いたしております。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額6,436万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額148万2,000円、当年度分損益勘定留保資金6,282万円、引継ぎ金5万8,000円を、不足する額6,436万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額722万4,000円、当年度分損益勘定留保資金5,713万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入及び支出につきまして、それぞれ387万円を増額いたしております。

第4条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。

限度額につきまして2,070万円に増額いたしております。

本日の提出でございます。

4ページ、5ページは、予算実施計画を記載しております。

6ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして他会計補助金154万円、国庫補助金233万円の計387万円を減額し、支出につきましても同額の387万円を減額しておりますが、これは公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務に係る契約額の実績に伴い、減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入につきまして企業債の建設改良企業債60万円、補助金の国庫補助金233万円、他会計補助金94万円の計387万円を増額し、支出につきましても同額の387万円を増額しておりますが、施設の老朽化等による機器の更新等に伴う工事費などでございます。

12ページをお願いいたします。

令和6年度壱岐市下水道事業開始貸借対照表でございますが、年度当初に予定開始貸借対照表としてお示しをしておりましたが、今回開始貸借対照表に改め、12ページには資産の部、13ページには負債の部として金額を修正いたしております。

14ページ、15ページには令和7年3月31日における予定貸借対照表を記載しております。

以上で、議案第66号及び議案第67号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案等の説明が終わりました。

日程第22. 陳情第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第22、陳情第2号を議題とします。

ただいま上程いたしました、陳情第2号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので説明に代えさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。皆様大変お疲れさまでした。

午前11時46分散会
